

やまだ防災だより

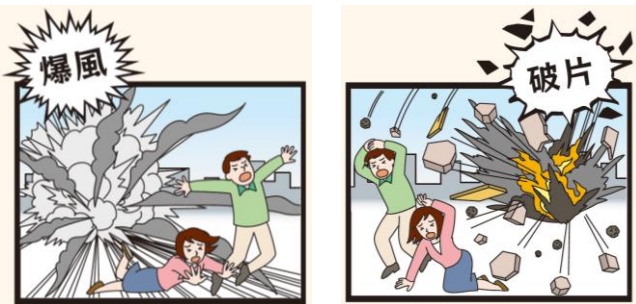
第8版 令和5年5月1日
発行・編集
山田町総務課 危機管理室
0193-82-3111
内線415、429

「弾道ミサイルが落下する可能性があります」との情報伝達があったとき どうやって身を守る？

ミサイルはある日突然飛んでくるかもしれません。
もしもミサイルが飛んできたら何をすればいいか、自分の身を守る方法を確認しましょう。

ミサイル着弾で大きな被害も

ミサイルが着弾した場合に激しい爆風や破片などにより、身体へ大きな被害を受ける可能性があります。身を守るには、状況に応じた避難行動をとることが大切です。

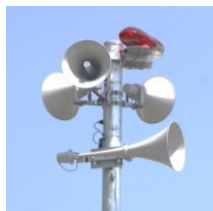


上・右画像：内閣官房ホームページから引用（抜粋）

ジェイアラート

情報は「J-ALERT」でお知らせします

ミサイルが落下する可能性がある場合は、J-ALERT（全国瞬時警報システム）を活用して、防災行政無線や緊急速報メールなどでお知らせします。



避難行動の例

避難行動にかけられる時間は限られたものですが、そのわずかな時間でもできることがあります。

◆屋外にいる場合

屋外にいる場合は、爆風や破片などを避ける必要がありますので、近くの建物の中（できれば頑丈な建物）へ避難しましょう。



もしも近くに建物がない場合



物陰に身をかくしましょう。または、地面に伏せ頭を守りましょう。

◆屋内にいる場合

屋内にいる場合は、爆風で割れた窓ガラスなどで被害を受ける場合があるので、窓から離れる。または、窓のない部屋へ避難しましょう。



武力攻撃事態等における町内の避難所

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第148条第1項の規定により、岩手県知事の指定を受けた避難施設については次のとおりです。

地区	避難所
豊間根	旧荒川小学校
	荒川農業構造改善センター
	豊間根小学校
	旧豊間根中学校
大沢	旧大沢小学校
	ふるさとセンター
山田	旧山田北小学校
	中央公民館
	町保健センター
	山田小学校

地区	避難所
織笠	旧織笠小学校
	旧轟木小学校
	山田中学校
	県立山田高等学校
	山田町B&G海洋センター
船越	船越小学校
	旧大浦小学校
大浦	大浦漁村センター

指定緊急避難場所一覧（令和5年度 豊間根・大沢・山田地区）

町では、差し迫った災害の危険から緊急に逃れるための「指定緊急避難場所」を指定しています。

地区	指定緊急避難場所	津波・高潮		地震	洪水	土砂災害	大規模火災
		大津波警報	警報・注意報				
豊間根	豊間根小学校	○	○	○	○	○	○
	旧荒川小学校	○	○	○	○	×	○
	荒川農業構造改善センター	○	○	○	○	×	×
	旧わかば幼稚園	○	○	×	○	○	○
	旧豊間根中学校	○	○	○	×	○	○
	田名部林業担い手センター	○	○	○	○	○	×
大沢	神倉（旧浜川目仮設住宅跡地奥）	○	○	×	×	×	×
	切通し	○	○	×	×	×	×
	大沢林道	○	○	×	×	×	×
	ふるさとセンター	○	○	×	○	×	×
	八幡宮	○	○	×	○	×	×
	旧大沢小学校	○	○	○	○	○	○
	はしば	○	○	×	×	×	×
	魚賀波間神社	○	○	×	○	×	×
	荷捌所（大沢地区）	×	×	×	×	○	×
	大沢川向コミュニティセンター	○	○	○	○	×	×
	袴田防災センター	○	○	×	○	×	×
県道重茂半島線（浜川目高所部）	○	○	×	×	×	×	
山田	三陸沿岸道路（山田IC付近）	×	○	×	×	×	×
	三陸沿岸道路（関谷高架橋）	○	○	×	×	×	×
	旧山田北小学校	×	○	○	○	○	○
	善慶寺	○	○	×	○	×	×
	お寺山	○	○	×	○	×	○
	後楽墓地	×	○	×	×	×	○
	町道細浦・柳沢線（トンネル付近）	○	○	×	×	×	○
	龍昌寺	×	○	×	○	×	×
	中央公民館	×	○	○	○	○	×
	中央コミュニティセンター	×	○	○	○	×	×
	保健センター	×	○	○	○	○	×
	八幡宮	○	○	×	○	×	×
	旧山田病院	×	○	×	○	○	×
	おぐら山	×	○	×	×	×	○
	わんぱく公園	×	○	×	×	×	○
	ちびっこ公園	×	○	×	×	×	○
	山田小学校	○	○	○	○	○	○
	旧さくら幼稚園	○	○	○	○	○	×
	町道山田中学校北側線（高所部）	○	○	×	×	×	○
	伝作裏山	○	○	×	×	×	×
	山田魚市場	×	×	×	×	○	×
荷捌所（山田地区）	×	×	×	×	○	×	
山田町まちなか交流センター（屋上）	○	○	○	○	○	○	
町営柳沢第1団地C棟（4階）	○	○	×	○	×	×	
旧山田北小裏山	○	○	×	○	×	×	

指定緊急避難場所一覧（令和5年度 織笠・船越・田の浜・大浦地区）

地区	指定緊急避難場所	津波・高潮		地震	洪水	土砂災害	大規模火災
		大津波警報	警報・注意報				
織笠	山田中学校グラウンド	○	○	○	○	○	○
	山田中学校	○	○	○	○	○	○
	旧織笠小学校	○	○	○	○	○	○
	織笠保育園	○	○	×	○	×	×
	織笠コミュニティセンター	○	○	○	○	○	○
	県立山田高等学校	○	○	○	○	○	○
	旧轟木小学校	○	○	○	○	○	○
	三陸沿岸道路（草木地区）	○	○	×	×	×	×
船越	長林コミュニティセンター	○	○	○	○	○	×
	船越防災センター	○	○	○	○	○	×
	船越保育園	○	○	×	○	×	×
	山の内生活改善センター	×	○	×	○	×	×
	船越家族旅行村多目的広場	○	○	○	×	×	○
	B&G山田海洋センター	×	○	×	○	○	○
田の浜	船越小学校	○	○	○	○	○	○
	八幡宮	○	○	×	○	×	×
	田の浜コミュニティセンター	○	○	○	○	×	×
	瑞然寺	×	○	×	○	×	×
	船越湾漁協事務所	×	×	×	×	○	×
	船越湾魚市場	×	×	×	×	○	×
	町道浦の浜・田の浜線 （船越第8団地付近）	○	○	○	○	○	×
大浦	霞露嶽神社	○	○	×	○	×	×
	秀全堂	○	○	×	○	×	×
	町道大浦5号線 （大浦漁村センターから高所部）	○	○	×	×	×	×
	大浦漁村センター	×	○	○	○	×	×
	旧大浦小学校	○	○	○	○	○	○
	荷捌所（大浦地区）	×	×	×	×	○	×
	小谷鳥コミュニティセンター	○	○	○	○	○	×
	大浦高台漁村緑地広場	○	○	×	×	×	×

留意事項

- 1 指定緊急避難場所は、災害の種別によって、避難する場所が異なります。
- 2 「地区」は、その指定緊急避難場所がある地区です。指定緊急避難場所は、その地区にお住まいの方以外の誰でも避難することができます。最寄りの指定緊急避難場所などへ避難してください。
- 3 大雨などにより外出することがかえって危険になる場合は、自宅内の一番安全な部屋や近くの安全な場所にある知人の家への移動など、身を守るために必要な行動をするようにしてください。
- 4 洪水、津波といった身の危険が差し迫っているときは、指定緊急避難場所や指定避難所に限らず、近くの高台や建物の高層階など、安全な場所に避難してください。

指定避難所一覧（令和5年度）

町では、一定期間滞在し避難者の生活環境を確保するための「指定避難所」を指定しています。

【表の見方】 ○：避難指示等の発令において初度の段階で優先的に開設する施設

△：開設の必要性が発生した場合に開設する施設（大津波警報時の浸水想定区域内の施設は、被害がなかった場合に開設する）

地区	指定避難所	洪水・内水氾濫・土砂災害		津波・高潮		地震
		避難指示	高齢者等避難	大津波警報	警報・注意報	
豊間根	荒川農業構造改善センター					△
	旧荒川小学校	○	○			△
	旧わかば幼稚園		△			
	豊間根小学校	○	○			△
	田名部林業担い手センター		△			△
	旧豊間根中学校	○	○			△
大沢	ふるさとセンター			○	○	
	旧大沢小学校	○	○	△	△	△
	大沢川向コミュニティセンター			○	○	△
	袴田防災センター			△	△	△
山田	保健センター	○	○	△	○	△
	中央コミュニティセンター			△	○	△
	中央公民館	○	○	△	○	△
	旧山田北小学校	○	○	△	○	△
	旧さくら幼稚園	○	○	○	○	△
	山田小学校	△		○	○	△
	山田町まちなか交流センター				△	△
織笠	旧織笠小学校	○	○	○	○	△
	織笠コミュニティセンター	○	○	○	○	△
	山田中学校	○	○	○	○	△
	県立山田高等学校	△		△	△	△
	旧轟木小学校	○	○	△	△	△
	轟木児童館	△		△	△	△
	猿神農業担い手センター			△		
	田子の木生活改善センター			△		
	馬指野集落センター			△		△
	織笠外山ブロックセンター			△		△
船越	船越防災センター	○	○	○	○	△
	船越保育園			△	△	
	長林コミュニティセンター			△	△	△
	山の内生活改善センター	△			△	
	B&G山田海洋センター	○	○	△	○	
田の浜	船越小学校	○	○	○	○	△
	田の浜コミュニティセンター			○	○	△
大浦	旧大浦小学校	○	○	○	○	△
	大浦漁村センター			△	△	△
	小谷鳥コミュニティセンター	△		△	△	△

注意1 指定避難所は、災害の種別や段階によって、開設する場所が異なるので注意が必要です。避難指示等発令時に開設する避難所を防災行政無線などでお知らせします。

注意2 指定避難所は、その地区にお住まいの方以外の誰でも避難することができます。

注意3 大雨などにより外出することでかえって危険になる場合は、自宅内の一番安全な部屋や近くの安全な場所にある知人の家への移動など、身を守るために必要な行動をするようにしてください。